

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	河川保全区域内の行為の許可
根拠法令	河川法（昭和39年7月10日法律第167号）
条項	第55条第1項
法令の規定	<p>【河川法第55条第1項】</p> <p>河川保全区域内において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none">1 土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為2 工作物の新築又は改築
審査基準	① 河岸または河川管理施設の保全上の支障を生じるおそれがないこと。
標準処理期間	20日
処分担当所属	土木部河川課、各土木事務所
提出先	各土木事務所
相談窓口	各土木事務所
備考	